

2025年10月28日

スターアジア不動産投資法人
第7回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）
（2025年10月28日開催）

1. 決議事項の内容

第1号議案 規約一部変更の件（その1）

- （1）資産運用会社に対する資産運用報酬の算定式の変更により、運用成果及び1口当たりの投資主利益と資産運用報酬との連動性を高めることを目的として、（a）本投資法人の運用資産評価総額に0.2%を上限として資産運用会社と別途合意する料率を乗じて算出される期中報酬Ⅰ及び（b）本投資法人の不動産賃貸収益から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額に100分の7.5を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて算出される期中報酬Ⅱからなる現行の期中報酬について、本投資法人の運用資産評価総額に1口当たり当期純利益及び100分の0.000125を上限として資産運用会社と別途合意する料率を乗じて算出される期中報酬に変更するものです。
- （2）上記(1)の期中報酬の変更について、本投資法人の第20期営業期間に係る期中報酬から適用することとするため、附則において、その旨を規定するものです。
- （3）上記のほか、条文の削除に伴う条数の整備、所要の変更を行うものです。

第2号議案 規約一部変更の件（その2）

- （1）役員会の議事録の作成にあたり、事務手続きの効率化を目的として、議事録への電子署名を可能とするため、関連する規定を変更するものです。
- （2）投信法及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、これに関連する規定を変更するものです。

第3号議案 執行役員1名選任の件

加藤 篤志を執行役員に選任するものであります。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

宮澤 顕子（旧姓及び職務上の氏名：菅野 顕子）を補欠執行役員に選任するものであります。

第5号議案 監督役員2名選任の件

諫山 弘高及び菊地 康太を監督役員に選任するものであります。

第6号議案 補欠監督役員1名選任の件

窪田 彰を補欠監督役員に選任するものであります。

2. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	決議の結果	賛成割合	出席投資主の議決 権総数 (個)
第1号議案	1,913,806	3,443	可決	99.74%	1,918,755
第2号議案	1,914,406	2,844	可決	99.77%	1,918,756
第3号議案	1,730,045	186,647	可決	90.16%	1,918,756
第4号議案	1,783,173	134,077	可決	92.93%	1,918,756
第5号議案 諫山 弘高 菊地 康太	1,913,218	4,032	可決	99.71%	1,918,756
	1,912,971	4,279	可決	99.70%	1,918,756
第6号議案	1,913,062	4,188	可決	99.70%	1,918,756

(注1) 本投資主総会において行使することができる議決権の総数は2,687,000個になります。

(注2) 上記の「賛成数」及び「反対数」は、書面により行使された賛成及び反対の各議決権数に、本投資主総会当日に出席した投資主のうち、各議案の賛成及び反対が確認できた議決権数のみを加えたものです。また、「出席投資主の議決権総数」は、書面により行使された議決権数及び本投資主総会当日に出席した投資主の議決権数の合計です。従いまして、これらの数値にはみなし賛成(※)として扱われる議決権数は含んでいません。

(注3) 賛成割合については、上記の「賛成数」を、「出席投資主の議決権総数」で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しています。

(注4) 第1号議案及び第2号議案は、みなし賛成による出席を含め、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としています。

(注5) 第3号議案、第4号議案、第5号議案及び第6号議案は、みなし賛成による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否が確認できていない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権を合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本投資主総会当

日出席の投資主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は、賛成数・反対数には加算していません。

(※) 投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第14条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

規約第14条

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

以 上